

公共調達適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品・役務等）  
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

様式2-4

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
皇居参観案内業務	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 辻 庄市 東京都千代田区千代田1-1	平成25年4月1日	公益財団法人菊葉文化協会 東京都千代田区千代田1-1	本業務は、皇居の参観案内を行うものである。 本業務を行うにあたっては、皇居の歴史的・文化的にも貴重な施設等を十分に熟知している必要があり、併せて参観者等の問い合わせに対するための的確な知識が必要である。また、宮中行事の都合により参観案内業務への対応、要員の配置等についても宮内庁の各担当課の指示に従った速やかな対応が必要とされる。 上記を踏まえ、本業務については、応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した。応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、宮内庁が継承し、管理しているこれらの伝承文化や文化財について、調査研究、国民への紹介等を行うとともに、皇居等の歴史的・文化的に貴重な施設等を、地域文化・国民文化の向上等に寄与することを目的として設立され、本業務に求められる信頼性と実績を有する公益財団法人菊葉文化協会を契約の相手方とする契約手続を行う予定としていた。 公募の結果、参加意思確認書の提出者がいなかったため、公益財団法人菊葉文化協会が本業務を遂行できる唯一の機関であると確認されたため。 (会計法29条の3第4項)	(非公表)	1,334,991	—	5	公財	国	1	単価契約
京都御所ほか参観案内業務	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 北 啓太 京都府京都市上京区京都御苑3	平成25年4月5日	公益財団法人菊葉文化協会 東京都千代田区千代田1-1	本業務は、宮内庁が管理しているさまざまな皇室関連施設に関する歴史や文化について、国民への紹介等を行うことを目的とする。 これら参観案内等の業務を行うにあたっては、京都御所等の歴史的・文化的にも貴重な施設等であることを十分に熟知している必要があり、併せて参観者等の問い合わせに対して的確に答えられる知識が必要とされる。 さらに案内業務にあたっては、特定の企業等の技術に偏ることなく、中立性・公平性をもって適正に調査、検討を進めていく必要がある。 上記を踏まえ、本業務については、応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した。応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、宮内庁が継承し、管理しているさまざまな伝承文化や文化財について、調査研究、国民への紹介等を行うとともに、京都御所等の歴史的・文化的に貴重な施設等を、地域文化・国民文化の向上に寄与することを目的とし、本業務に求められる信頼性と実績等を有する公益財団法人菊葉文化協会を契約の相手方とする契約手続を行うことを予定していた。 公募の結果、参加意思確認書の提出者がいなかったため、公益財団法人菊葉文化協会が本業務を遂行できる唯一の機関であると確認されたため。 (会計法29条の3第4項)	(非公表)	2,837,688	—	5	公財	国	1	単価契約 (契約金額は予定総額)